

TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

商事法和英辞典編纂資料（抜粋） — その5 —

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-03-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木宮, 直仁, 平川, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/447

[資料]

商事法和英辞典編纂資料（抜粋） — その 5 —

木宮 直仁^{*1}・平川 博^{*2}

(Accepted October 24, 2011)

Selected Data on English Equivalents for Business and Legal Terms (5)

Naohito KIMIYA^{*1} and Hiroshi HIRAKAWA^{*2}

Abstract: While quite a number of English-Japanese dictionaries of business and legal terms have been published in Japan, there seem to be very few Japanese-English dictionaries on the market which give clear explanations of the subtle differences in meaning between the various English equivalents of terms in such specialized fields. Due to a lack of clear guidance, Japanese users frequently hesitate over which term to select when writing business letters or drafting legal documents. We have been engaged, since 2004, in compiling a user-friendly Japanese-English dictionary that not only lists distinctively-defined equivalents for business and legal terms, but also includes clearly written notes and comments on them. The following are some of the terms we have collected over the last three years. The dictionary is not intended to be a perfect commentary on business and legal terminology, but we hope that it will be of some use in the preparation of business letters and legal documents.

Key words: business terms, legal terms, commentary, subtle differences in meaning

し

試運転

- ① trial run : 乗物・機械などの試運転の場合に用いられる
- ② dry run : 特に新造艦艇の試運転の場合に用いられる

資格

- ① capacity : 身分や地位としての資格をいう (用例) capacity to vote 投票する資格
- ② entitlement : 利益または権利を受ける資格をいい、社会保障の給付金の受給資格や公務員たる地位などに関して用いられることが多い (用例) a legal entitlement to receive Social Security benefits 社会保障給付を受ける法的資格
- ③ qualification : 人が地位・職務を得たり、権利を行使したりするための資格をいう (用例) qualification as a medical practitioner 開業医としての資格

始期

- ① beginning of period : 終期 (end of period) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② commencement : 終期 (expiration) との対語

敷金

- ① deposit : 賃貸借契約の際に借主が貸主に一定の金額を無利息で預け入れる金銭の総称として、預託金という意味合いで用いられる
- ② security deposit : 不動産賃借人の諸種の義務履行の担保のため賃貸契約時に支払われる保証金をいう
- ③ key money : 家屋・アパートなどの賃借人が入居時に鍵を受け取る際に支払う少額の金銭で、通例は退居時に鍵を返せば返却されるものをいう

敷地

- ① site : 用地という意味合いで用いられる (用例) a building site 建物の敷地 ; purchase a site 敷地を購入する ; select a site 敷地を選定する
- ② lot : 地所という意味合いで用いられる (用例) a built-over lot 家屋のある敷地 ; house and lot 家屋と敷地

支給

- ① supply : 物を支給する場合に用いられる (用例) supply of daily necessities 日用品の支給
- ② provision : 食糧や手当等を支給する場合に用いられる (用例) provision of relief food 救援食糧の支給 ; provision of

*1 Department of Logistics and Information Engineering, Faculty of Marine Technology, Tokyo University of Marine Science and Technology, 2-1-6 Etchujima, koto-ku, Tokyo 135-8533, Japan (東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科)

*2 Administrative Scrivener & Certified Social Insurance and Labor Consultant, Head of Industrial Legal Affairs Consultation Office, 2-12-705, Kaname-cho, Chuo-ku, Chiba 260-0017, Japan (社労士・行政書士 産業法務相談室)

family support allowance 家族扶養手当の支給

自救行為

- ① self-help: 司法手続によることなく、自ら救済を図る行為をいう
- ② recaption: 不法に他人の占有（管理・監禁）下にある自分の財産・家族・使用人を暴力に訴えずに取り戻すことをいう

思慮

- ① consideration: 考え深いことをいう
- ② prudence: 注意深いことをいう

事業

- ① business: 業としてなされる社会的・経済的活動をいう（用例）a new business scheme 新しい事業計画
- ② enterprise: 有意義な社会的活動や、思いきりの良さと頑張りを要するような仕事をいう（用例）social welfare enterprise 社会福祉事業；an exploring enterprise in the deep sea 深海探索事業

試験

- ① examination: 入学試験等の学力を試す試験と、理化学試験のように事物の特性を調べるための試験のいずれにも用いられる（用例）employment examination 就職試験
- ② trial: 実用化に向けた最終段階の試験をいう（用例）clinical trial 臨床試験

事件

- ① case: 裁判所で審議される個々の訴訟をいう（用例）case of the claim for damages caused by a traffic accident 交通事故損害賠償請求事件
- ② incident: 表面上は大事に見えないが重大事態に発展する事件の場合に用いられる
- ③ event: 重大な出来事をいう
- ④ affair: 悪評・論争・醜聞を巻き起こすことの多い事件の場合に用いられる
- ⑤ proceeding: 裁判所や行政委員会などが審理し判断する事件をいう

事故

- ① accident: 自然力あるいは人為による偶発的な被害の発生をいう（用例）a train accident 列車事故
- ② casualty: 難破のように死者・けが人を出さず不幸な事故の場合に用いられる
- ③ misadventure: 被害が発生しているが、救急治療や消火作業のような正当業務等の理由により、誰にも法律的な責任がない事故の場合に用いられる

時効

- ① prescription: 地役権等の用益物権の取得時効と、債権の消滅時効の場合に用いられる（用例）easement by prescription 取得時効による地役権
- ② adverse possession: 占有が公然の占有、現実の占有、自主占有、かつ継続的占有であることを要件として、無権原者に認められる不動産（希に動産）の原始取得をいう
- ③ statute of limitations: 刑事手続上は、一定期間経過後公訴の提起が許されなくなる制度をいい、民事手続上は一定期間の経過により原告の請求権は消滅しているという被告の抗弁をいう

事項

- ① matter: 事柄という意味合いで用いられる（用例）negotiate this matter between the parties 当事者間でこの事項を協議する
- ② item: 項目という意味合いで用いられる（用例）items registered on the resident record 住民票の記載事項

資産

- ① assets: 負債（liabilities）との対語で、法律用語としても会計用語としても用いられる
- ② property: 財産という意味合いで用いられる

持参金

- ① dowry: 広義には嫁入り道具を含めて、妻が婚姻に際し持参する財産をいう
- ② marriage portion: 親または第三者から新婦のために贈与もしくは信託された金銭その他の財産をいう

死者

- ① dead person: 生者（living person）との対語で、対訳語として一般的に用いられる（用例）number of dead and missing persons 死者と行方不明者の人数
- ② deceased: 殺人事件の被害者のように特定の死者をさす場合に用いられ、相続法の分野では英国で被相続人をさす場合に用いられる（用例）bury the deceased according to our tradition 我々の流儀に従って死者を埋葬する
- ③ decedent: 相続法の分野では米国で相続人をさす場合に用いられる（用例）the name of the decedent and his residence 死者の名前と居住地

自署

- ① autograph: 自筆の署名をいう
- ② autography: 自署することをいう

示談

- ① out-of-court settlement: 係属中の訴訟の当事者間の合意によって、裁判所の関与・監督・許可なくして紛争を解決

する方法をいう

- ② transaction : 交渉や取引という意味合いで用いられる大陸法上の用語

質物

- ① pledge : 借金または債務履行の担保として債務者が債権者に提供する物品をいい、対訳語として一般的に用いられる（用例）accept a jewel as pledge 宝石を質物として受け取る
- ② gage : 商取引上の質物をいう
- ③ pawn : 質屋が質に取る物品をいう

質屋

- ① pawnshop : 店としての質屋をいう
- ② pawnbroker : 人としての質屋をいう

失業給付

- ① unemployment benefit : 対訳語として一般的に用いられる（用例）he is getting unemployment benefit 彼は失業給付を受けている
- ② dole : 英国で用いられる（用例）draw the dole 失業給付を受ける
- ③ welfare benefit : 米国で生活保護等を含めて社会保障給付という意味合いで用いられる

失業給付受給者

- ① recipient of unemployment benefit : 対訳語として一般的に用いられる
- ② dole-drawer : 英国で用いられる

失効

- ① invalidation : 法的効力をなくすことをいう
- ② lapse : 一般に権利・特権等の不行使や条件の不成就等により、それらが失効ないし消滅することをいう
- ③ expiration : 期間満了という意味合いで用いられる
- ④ abrogation : 廃止や終了という意味合いで用いられる（用例）abrogation of the leases 借地権の失効

執行官

- ① judicial executor : 対訳語として一般的に用いられる
- ② sheriff : (米) 州 (state) や郡 (county) の執行官の呼称として用いられている
- ③ marshal : (米) 主として連邦の執行官の呼称として用いられている

質問

- ① question : 答 (answer) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② interpellation : 議会での大臣に対する質問をいう

質問表

- ① questionnaire : アンケート形式の質問表をいう
- ② list of questions : ユーザーやファンから寄せられた数々の質問を紹介する一覧表をいう

自転車

- ① bicycle : 二輪の自転車をいう
- ② tricycle : 三輪の自転車をいう
- ③ quadracycle : 四輪の自転車をいう
- ④ cycle : 二輪車、三輪車、オートバイ等の総称として用いられる
- ⑤ multi-wheel cycle : 二輪以上の自転車をいう

【註】対訳語として一般的には“bicycle”が用いられているが、我が国の道路交通法では、自転車はペダル又はハンドル・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車として定義されており、この概念に該当する英単語は“multi-wheel”である。

児童

- ① infant : 年齢の幅は、制定法上は出生から成年 (age of majority) に達するまでの中間（例えば未就学年齢は諸外国ではゼロ歳から5～6歳未満）で法域毎に異なるのに対して、営業上は業界単位で標準化されていることが多い（例えば航空運賃の場合は2～3歳未満）
- ② child : 大人 (adult) との対語で、年齢の幅は、制定法上は幼児と成人の中間（例えば諸外国での義務教育年齢は5～6歳から12～16歳まで）で法域毎に異なるのに対して、営業上は業界単位で標準化されていることが多い（例えば航空運賃に関しては2～3歳以上12～13歳未満）
- ③ minor : 成人 (majority) との対語で、諸外国の制定法上は概ね18歳未満の未成年をいう

支配人

- ① manager : 個人商店や会社等、またはその支店や一部の業務に関する行為につき一定の裁量を与えられた被用者をいう
- ② managing agent : この肩書を持つ支配人は、米国連邦裁判所の民事訴訟手続上、法人に対する送達の名宛人として指定されている

自白

- ① confession : 刑事裁判で自己の犯罪事実（犯行の態様、関与の度合など）を全面的に認める陳述をいう（用例）extort a confession by torture 拷問によって自白を強いる
- ② admission : 主として民事訴訟で、当事者が自分の主張と矛盾する事実について自発的に真実であると認めることをいい、刑事訴訟では故意に関する事実に限って用いられる

支払期日

- ① date of maturity : 債務の支払日や手形の満期日をいう
- ② due date : 債務の履行期日をいう
- ③ legal date = law day : 捺印金銭債務証書、譲渡抵当証書等に記載されている債務の弁済期日をいう

支払人

- ① drawee : 為替手形の支払人をいう
- ② drawer : 小切手・約束手形の支払人をいう

支払保証

- ① payment bond : 契約における代金支払がなされない場合の保証をいう
- ② payment guaranteed : 手形・小切手において期日に支払がなされなかったときには自ら支払を行なう旨の保証をいう
- ③ certification of payment : 小切手の支払保証をいう

支払猶予

- ① moratorium : 経済的緊急事態に際し、法令によって定められる債務履行の猶予をいう
- ② forbearance : 債権者が故意に債権取立を行わない場合の支払猶予をいう

支払う

- ① pay : 商品や役務などに対する対価を支払う場合に用いられる (用例) pay the cost of clinical research 臨床研究の費用を支払う
- ② honor : 手形などを支払う場合に用いられる (用例) request Citibank to honor the promissory note シティバンクに約束手形を支払うことを依頼する
- ③ render : 賃料などを支払う場合に用いられる render a rental fee of \$150.00 150 ドルの賃借料を支払う
- ④ satisfy : 債務を支払う場合に用いられる (用例) satisfy the loan in full 借入金を全額支払う

私募

- ① private offering : 公募 (private offering) との対語
- ② private placement : 投資証券を特定の者 (通常は機関投資家) に対して割り当てることをいう

死亡

- ① death : 生命の終止をいう
- ② demise : 法律上は特に財産権移転の契機となる死亡をいい、政治的には国王崩御の場合に用いられる

司法試験

- ① judicial examination : 対訳語として一般的に用いられる (用例) a judicial examination took place 司法試験が行われ

た

- ② bar examination : 米国等で法曹資格を得るための資格試験をいう (用例) take the bar examination 司法試験を受ける

事務職員

- ① clerical worker [employee] : 職種に力点を置いて、事務職の労働者 (被用者) をいう
- ② office worker : 職場に力点を置いて、事務所の労働者 (被用者) をいう

指名

- ① nomination : 職務 (例えば大統領) の選挙候補者の指名の場合に用いられる (用例) nomination of presidential candidates 大統領候補者の指名
- ② designation : 役職や地位 (例えば議長) の指名の場合に用いられる (用例) designation as a mediator 仲裁人としての指名
- ③ adoption : 政党の候補者指名の場合に用いられる (用例) adoption as an official candidate of a particular political party 特定の政党の公認候補としての指名
- ④ appointment : 任命という意味合いで用いられる

氏名

- ① full name : 対訳語として一般的に用いられる
- ② legal name : 国や地域により異なるが、出生届や婚姻届等に記載された正式な氏名をいう

社員

- ① partner : 民商法上の社員 (社団の構成員、会社の場合は出資者という意味) の対訳語として用いられる (用例) a partner of the membership company 持株会社の社員
 - ② corporate staff : 社団の職員を総称する場合に用いられる
 - ③ staff member : 社団における個々の職員をいう (用例) all the staff member 全社員
 - ④ company employee : 会社の被用者という意味合いで用いられる
 - ⑤ office worker : 会社で働く人という意味合いで用いられる
- 【註】法律用語としての社員は、会社に勤める人 (会社員) という日常的に用いられる場合と異なり、会社その他の社団の構成員 (会社の場合は出資者) をいうことに留意することが必要である。

社会事業

- ① social service : 公私の団体組織による社会福祉の向上を目的とする奉仕的活動をいう (用例) she is hoping to get a job in the social services 彼女は社会事業の分野で職を得ることを希望している
- ② social work : 困窮者や病人の救済等の社会的な活動を行う仕事をいう (用例) do social work 社会事業を行なう

社会通念

- ① socially accepted idea : 対訳語として一般的に用いられる
（用例） this is now a socially accepted idea これが今や社会通念である
- ② common sense : 常識・良識を含意する汎用語

社会扶助

- ① social aid : 低所得者や病人、失業者等の経済的困窮者に対する経済的な援助をいう
- ② social assistance : 生活費だけでなく、学費や医療費等の給付や貸付をいう
- ③ social support : 義捐金等の経済的な援助だけでなく、介護や育児等の労務提供を含めて、社会的支援という意味合いで用いられる

社会復帰

- ① rehabilitation into society : 対訳語として一般的に用いられる
（用例） rehabilitation of drug addicts into society 薬物中毒患者の社会復帰
- ② rehabilitation : 受刑者や病人の自立更生を援助・促進することをいう（用例） assist alcoholics toward rehabilitation アルコール中毒患者の社会復帰を援助する

借地権

- ① leasehold : 賃貸借による土地保有権をいう
- ② tenants right : 小作権・借家権を含めて、借用権を含意する汎用語

釈放

- ① discharge : 法律用語としては、刑務所等の拘禁施設に収容されている者が拘禁状態から釈放されることをいう
- ② release : 人質等を拘束から解放することをいう（用例） release of four hostages 人質 4 人の釈放

釈明

- ① vindication : 一般的には非難や批判に対して自分の立場や事情を説明することをいい、訴訟上は相手方から攻撃された自己の請求や行為を正当化するための反証や反論をいう
- ② excuse : 一般的には弁解や弁明と言う意味合いで用いられ、刑事裁判では犯罪行為に関する被告人の抗弁をいう
- ③ justification : 一般的には正当化という意味合いで用いられ、刑事裁判では嫌疑を晴らすための被告人の抗弁をいう
- ④ explanation : 一般的に説明という意味合いで用いられる

釈明権

- ① authority to ask for explanation : 説明を求める場合に用いられる対訳語

- ② right to seek clarification : 明確にすることを求める場合に用いられる対訳語

社債

- ① corporate bond : 会社が発行する債務証券の総称であり、対訳語として一般的に用いられる（用例） the outstanding amount of corporate bonds 社債の未償還額
- ② corporate debenture : 英国では担保の有無を問わずに用いられるのに対して、米国では物上担保の付いていない社債をいう（用例） issue a debenture 社債を発行する
- ③ corporate debt : 会社の金銭債務をいい、借入金も含まれるが、「社債券」（有形の証券）と区別して、無形の債務としての社債をさす場合に用いられることがある

社債券

- ① corporate debt securities : 無形の社債（corporate bond）と区別する上で、対訳語として用いられる
- ② corporate bond (⇒社債①)
- ③ corporate debenture (社債②)

【註】英米法では“bond”も“debenture”も無形の債権と有形の証券が一体化したものとして取り扱うために社債と社債券は同義であるが、我が国の会社法上は、社債は無形の金銭債権であるのに対して、社債券は有形の証書として区別され、社債募集の際に定めがなければ社債券を発行しないことになっている点に留意すべきである。

社債権者

- ① bond holder : 米国では担保付社債（corporate bond）の所有者をいう
- ② debenture holder : 米国では無担保社債（debenture）の所有者をいう

車両

- ① vehicle : 狭義には車輪のついた乗物（自動車や汽車等）をいうが、広義には船や飛行機等を含めて、旅客および貨物を輸送する乗物の総称として用いられる（用例） a military vehicle 軍用車両 ; a railroad vehicle 鉄道車両
- ② car : 車輪のついた乗物（特に自動車）だけでなく、列車の車両をさす場合にも用いられる（用例） railway [(米) railroad] car 鉄道車両

受遺者

- ① devisee : 遺贈者（devisor）との対語で、特に不動産の受遺者をさす場合に用いられる
- ② legatee : 遺贈者（legator）との対語で、特に動産の受遺者をさす場合に用いられる

私有

- ① private possession : 私的財産として所持している状態をいい、対訳語として一般的に用いられる (用例) private possession of land 土地の私有
- ② private ownership : 私的財産の所有権という意味合いで用いられる
- ③ demesne : 土地の私有の場合に用いられる

自由

- ① freedom : 思想や行動に関して用いられることが多い (用例) freedom of speech 言論の自由 ; freedom of conscience 良心の自由 ; freedom of expression 表現の自由
- ② liberty : 政治や宗教に関して用いられることが多い (用例) liberty of the press 出版の自由 ; liberty of thought and expression 思想及び表現の自由

重過失

- ① gross negligence : 軽過失 (slight negligence) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② culpable negligence : 通常の過失 (ordinary negligence) よりも重い過失をいう
- ③ magna culpa = gross negligence : わずかな注意を払うことを怠り、不注意の度合いが大きい過失をいう
- ④ lata culpa = gross negligence : 寄託法上、重大な過失をいう

終期

- ① end of period : 始期 (beginning of period) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② expiration : 始期 (commencement) との対語で、継続的な期間 (duration) や契約等の期間 (term) の期間満了による終期をいう

【註】終期の訳語として“termination of period”という表現が用いられることがあるが、法律用語としての“termination”は期間満了だけでなく、期間満了前の解除や中途解約等の場合にも用いられることに留意することが必要であり、例えば“Termination of period of emergency” (RADIOCOMMUNICATIONS ACT 1992 - SECT 221) は、不特定の時期に失効宣言 (revocation) がなされる場合も想定していることから、「非常事態期間の終了」と訳すべきであろう。

住居

- ① dwelling house : 人 (特に一家) が定住している建物をいう
- ② residence : 居住用の建物をいい、現住とは限らない
- ③ abode : 居住地としての自宅をいう

従業員

- ① employee : 使用者 (employer) との対語で、対訳語として一般的に用いられる

- ② servant : 裁量権を行使せずに役務を行なう使用人をいう

宗教

- ① religion : 代表的なものとしてキリスト教、イスラム教、仏教等があり、対訳語として一般的に用いられる
- ② faith : 宗教 (religion) と信仰 (belief) を含意する汎用語

従業員

- ① employee : 使用者 (employer) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② servant : 裁量権を行使せずに役務を行なう使用人をいう

就業規則

- ① rules of employment : 対訳語として一般的に用いられる
 - ② work rules : 米国で用いられる
- 【註】我が国の労働基準法では、使用者が就業規則を制定し、労働者の代表者の意見を聴くことになっているのに対して、米国の“work rules”は、通常、労働組合が各労働者の職務について経営陣との間で作成される点で異なる。

重罪

- ① grave offense [(英) offence] : 重大な犯罪という意味合いで一般的に用いられる
- ② serious crime : 重い罪という意味合いで一般的に用いられる
- ③ grave crime : 非常に重い罪 (very serious crime) という意味合いで一般的に用いられる
- ④ major offense [(英) offence] : 軽犯罪 (minor offense) との対語として一般的に用いられる
- ⑤ felony : 軽犯罪 (misdemeanor) との対語で、法律用語として用いられる

住所

- ① abode : 永住の意思の有無を問わず、現実に居住している場所をいう (用例) he has no fixed abode 彼は住所不定である
- ② domicile : 一人が一つしか持てない法律上の住所をいい、永住もしくは帰来の意味を要件とする
- ③ residence : 人が当面は移動する意思なく、かつある期間そこに留まる意思を持って生活している場所をいい、対人管轄権、参政権、課税権、社会保障受給権などの決定に関連して用いられる
- ④ address : 郵便その他の通信が到達すべき宛所をいい、厳密には住所ではない

終身刑

- ① life imprisonment : ニュアンスとしては刑の長さには力点が置かれる

- ② life sentence : ニュアンスとしては判決で言い渡された刑の種類に力点が置かれる

修正

- ① revision : 訂正 (correction) を含めて、対訳語として一般的に用いられる
 ② amendment : 立法では法案や予算等、司法では準備書面、契約書等の修正の場合に用いられる
 ③ modification : 部分的な修正の場合に用いられる

従たる

- ① secondary : 主たる (primary) との対語
 ② dependent : 主たる (main) との対語で、従属性を示す場合に用いられる
 ⑤ minor : 主たる (major) との対語

充当

- ① appropriation : 弁済を充当する行為をいう
 ② application : 複数の債務を負っている債務者から弁済があった時に、これをどの債務の弁済とするかを定めることをいう

収入

- ① earnings : 利益 (profit) や所得 (income) ・補償 (compensation) 等を含意する汎用語
 ② income : 支出 (outgo [outlay]) との対語で、一般的に所得という意味合いで用いられる
 ③ revenue : 支出 (expenditure) との対語で、企業や政府の収入をいう

就任

- ① induction : 知事等の公職への就任の場合に用いられる
 ② inauguration : 大統領・州知事・教授等の就任の場合に用いられる
 ③ accession : 官職への就任の場合に用いられる

従物

- ① accessory : 主物 (principal) との対語で、法律用語として用いられる場合は、絵画の額や、家の鍵のように、装飾品だけでなく、主物の使用に必要な付属品も含まれる
 ② appurtenance : 納屋や地役権のように主物の利用を助けるために附属している物や権利をいう
 ③ appendant : 不動産の売買や相続時に不動産とともに移転する物をいう

収容

- ① accommodation : 被災者 (sufferer [victim]) 等の避難所への収容の場合に用いられる
 ② commitment : 精神病院への収容の場合に用いられる

- ③ imprisonment : 刑務所その他矯正施設への収容の場合に用いられる

終了

- ① termination : 期間満了だけでなく、中途解約や無効・取消による場合も含めて、対訳語として一般的に用いられる
 ② expiration : 期間満了という意味合いで用いられる
 ③ cesser : 不動産権・賃貸借期間・年金等の終期到来による終了の場合に用いられる法律用語

収賄者

- ① bribee : 贈賄者 (briber) との対語
 ② corruptionist : 特に政界での収賄者をいう

受給者

- ① recipient : 生活保護や失業給付等の受給者をいう (用例) a recipient of unemployment allowance 失業給付の受給者
 ② beneficiary : 年金等の受給者をいう (用例) the beneficiary of a retirement pension 退職年金の受給者

授業料

- ① school fees : 学校の授業料をいう
 ② college fees : 大学の授業料をいう
 ③ tutorial fee : 家庭教師の授業料をいう

主権

- ① sovereign right : 国権 (national sovereignty) と同義の場合だけでなく、国家権力 (Government power) との対立概念の場合にも用いられる (用例) violation of the people's sovereign right 国民主権の侵害
 ② sovereignty : 国際法上、独立国家の有する最高・絶対的な権力をいう

首相

- ① prime minister : 英国や日本の首相の呼称として用いられる
 ② premier : カナダの州などにおける首相の正式名称として用いられる

主尋問

- ① examination-in-chief : 反対尋問 (cross-examination) との対語で、主として英国で法律用語として用いられる
 ② direct examination : 裁判において証人を呼び出した当事側によるその証人の最初の尋問をいう

受贈者

- ① devisor : 受遺者 (devisee) との対語で、特に不動産の受贈者をさす場合に用いられる

- ② donee : 寄贈者 (donor) との対語

受託者

- ① trustee : 信託の受託者をいう
 ② fiduciary : 財産・権限の受託者をいう
 ③ consignee : 委託販売の受託者をいう
 ④ depository [depository] : 寄託の受託者をいう

主たる

- ① primary : 従たる (secondary) との対語で、順序が一番であることを示す場合に用いられる (用例) primary energy source 主たるエネルギー源
 ② main : 従たる (independent) との対語としては、独立して成り立つ (independent) ものである場合に用いられるが、主要という意味合いでも用いられる (用例) the main cause of global temperature rises 地球温暖化の主たる原因
 ③ chief : 最重要であることを示す場合に用いられる (用例) chief earner in the household 世帯の主たる生計者
 ④ principal : 筆頭であることを示す場合に用いられる (用例) principal office 主たる事務所
 ⑤ major : 従たる (minor) との対語

主張

- ① insistence : 言い張ることをいい、対訳語として一般的に用いられる (用例) our insistence on saving energy 省エネに関する我々の主張
 ② allegation : 訴訟当事者が立証を期待する事実に関わる訴答中の陳述をいう
 ③ averment : 事実の積極的主張をいう
 ④ avoidance : 相手方の主張事実は真実であることを前提とした上で、その事実から生じる法的効果を回避するためになされる新事実の主張をいう
 ⑤ avow : 訴答において、ある行為をしたことを自認するが、その正当性を主張することをいう

首長

- ① head : 知事や市町村長をさす場合に用いられる (用例) the head of the local government 地方政府の首長
 ② chief : 部族の長をいう (用例) the chief of our tribe 我が部族の首長

主張する

- ① insist : 言い張るという意味合いで一般的に用いられる
 ② represent : 事実として主張する場合に用いられる。(用例) plaintiffs represent that... 原告らは…だと主張する
 ③ allege : 立証する (prove) との対語で、法廷等で主張する場合に用いられる
 ④ aver : 特に事実を主張する場合に用いられる
 ⑤ assert : 無実などを主張する場合に用いられる

出資

- ① financing : 融資 (資金の貸付) という意味合いで用いられる
 ② investment : 投資 (事業への資本投下) という意味合いで用いられる
 ③ capital contribution : 資本供与という意味合いで用いられる
 ④ capital subscription : 我が国で逐語訳の場合に用いられる

出資法

- ① Capital Subscription Law : 警察庁ホームページ等で用いられている逐語訳
 ② Investment Deposit and Interest Rate Law : 我が国の経済界や金融業界で意識の場合に用いられる

出訴期間

- ① limitation of actions : これを徒過 (とか) すると訴を提起することができなくなる一定の期間をいう
 ② statute of limitations ⇒ 時効③

取得

- ① acquisition : 権利や財産の取得をいい、対訳語として一般的に用いられる
 ② purchase : 相続以外の方法による財産の取得 (特に購入) をいう
 ③ taking : 譲渡・遺贈・相続等による不動産権の取得をいう

取得時効

- ① acquisitive prescription : 消滅時効 (extinctive prescription) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
 ② prescription : 用益物件などについて、長期の時間的経過により権利を取得する場合に用いられる
 ③ adverse possession : 占有が公然の占有・現実の占有・自主占有・継続的占有であることを要件として、無権原者に認められる不動産 (希に動産) を原始取得する場合に用いられる
 ④ positive prescription : 消滅時効 (negative prescription) との対語

受任者

- ① mandatary : 委任者 (mandator) との対語
 ② bailiff : 指定された人または物に対し、後見・保管その他裁判上または裁判外の行為をなす権限を委託された私人をいう
 ③ commissioner : 一定の公的職務を行なうことを委託または授権された者をいう

主文

- ① main text : 対訳語として一般的に用いられる (用例) main

text of judgment 判決の主文

- ② disposition : 事案の最終的な決着という意味合いで米国の判決 (Court Decision) で用いられる
- ③ main clause : 従文 (subordinate clause) との対語で、文章中の主文をいう

授与

- ① bestowal : 贈物や称号、資格、勲章等を授与する場合に用いられる (用例) bestowal of the degree of medical doctor 医学博士号授与
- ② presentation : 賞や賞品、報償等を授与する場合に用いられる (用例) presentation of the Peace Prize 平和賞の授与
- ③ grant : 許可証や交付金・補助金等を授与する場合に用いられる (用例) grant of Certificate of Registration 登録証の授与
- ④ investiture : 官職・爵位等を授与する場合に用いられる

受領

- ① acceptance : 受領拒絶 (rejection) との対語で、物品を保有する意思を表示する行為であるとされる点で、単なる受取とは区別され、履行としての効果が生じる
- ② receipt : 引渡 (delivery) や発送 (dispatch) との対語で、物を受け取ることをいう

受領拒絶

- ① rejection : 受領 (acceptance) との対語で、契約に適合しない物品の全部または一部について買主に権利として認められる受領拒絶をいう
- ② non-acceptance : 動産売買契約において、契約に適合しない目的物の受取を拒否することをいう
- ③ disagreement : 不動産権の譲受人が不動産の受領を拒むことをいう

受領証

- ① receipt : 交付された物や金銭を受け取ったことを認める旨の記載のある書面をいう
- ② voucher : 領収書やレシートなど、金銭支払に関する証書をいう

狩猟法

- ① game laws : 狩猟の対象になる野生動物を保護するため、免許制を定め、無免許で捕獲することを犯罪とすることなどを規定した法律をいう
- ② Game Act : 英国の制定法 (1831 年) の名称
- ③ Hunting Law : 我が国の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の略称として用いられる逐語訳

準拠法

- ① governing law : 国際取引等の国際私法上の法律問題を規

律するために指定された法をいう

- ② applicable law : 適用法という意味合いで用いられる

巡査

- ① policeman : 米国で用いられる職名
- ② police constable : 英国で用いられる職名

純資産

- ① net assets : 貸借対照表上、資産の総額から負債の総額を差し引いたものをいう
- ② equity : 財産の額から債権額を控除したものをいう (用例) \$1 billion in equity 純資産で 1 億ドル ; realize one's equity 純資産を現金化する

遵守

- ① compliance : 対訳語として一般的に用いられる (用例) compliance with Ship Safety Law 船舶安全法の遵守 ; compliance with Standard Operating Procedures 標準業務手順書の遵守
- ② observance : 法規の遵守をいう (用例) observance of traffic rules 交通規則の遵守

遵守する

- ① comply with : 法規や約束のように決まっていることだけでなく、製品の使用方法等の指示を遵守する場合にも用いられる (用例) the engineer failed to comply with restricted speed 技師は制限速度を遵守することができなかった
- ② observe : 法規を遵守する場合に用いられる (用例) observe environmental laws 環境法を遵守する
- ③ abide by : 法規や約束、決めごと等を遵守する場合に用いられる (用例) you must abide by your pledge 誓約を遵守しなければなりません

準備書面

- ① preparatory document 我が国で逐語訳の場合に用いられる
- ② brief : 米国で法律用語として用いられ、当事者が事実や争点に関する主張を記載して裁判所に提出する書類をいう

【註】“preparatory document” という表現は、一般的には会議の準備のために作成される草案等の文書をさす場合に用いられることに留意すべきである。

遵法の

- ① law-abiding : 法律の規定を忠実に守っているという意味合いで用いられる
- ② observant : 法律を守ることに精励しているという意味合いで用いられる
- ③ lawful : 適法であるという意味合いで用いられる

準用する

- ① apply with necessary modification : 対訳語として一般的に用いられる (用例) this provision shall apply with necessary modifications to the foregoing paragraph 本条項は前項に準用する
- ② apply mutatis mutandis : 法律用語として用いられる

省

- ① Ministry : 英国・日本等で省の名称として用いられる
- ② Department : 米国で省の名称として用いられる

賞

- ① prize : 競争やくじの目的物の場合や、努力等に対する報償の場合等、対訳語として一般的に用いられる
- ② reward : 善行や仕事等の報償の場合に用いられる
- ③ award : 何らかの選考過程を経て与えられる場合に用いられる (用例) Academy Award アカデミー賞

使用

- ① employment : 主として労働者の使用の場合に用いられるが、物の使用の場合に用いられることもある
- ② use : 物の使用の場合に用いられる

上院

- ① Upper House : 下院 (Lower House) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② Senate : 米・豪・仏で下院の呼称として用いられる
- ③ House of Lords : 英国で下院の呼称として用いられる

照会

- ① inquiry : 回答 (reply) との対語で、対訳語として一般的に用いられる (用例) several other firms have received the same inquiry 他の数社も同じ照会を受けた
- ② reference : 調査目的でなされる場合に用いられる (用例) who are his references? 彼の身元は誰に照会すれば分かりますか

障害

- ① obstacle : 成就の妨げとなる事由をいう (用例) marriage obstacle 婚姻障害
- ② disability : 精神的あるいは身体的にすべての機能を完全に果たすことができない状態をいう (用例) physical disability 身体障害
- ③ handicap : 精神的または身体的に不利な条件という意味合いで用いられる

償還

- ① redemption : 公社債や償還株式の償還をいう
- ② refund : 手付金等の償還をいう

- ③ reimbursement : 払戻や返金という意味合いで用いられる

商業

- ① commerce : 商品や役務の売買等を業として行うことをいう
- ② trade : 商品や役務の売買等を国内または国際的市場で行うことをいう

商慣習

- ① custom of merchants : 商人間の取引慣行をいう
- ② custom of trade : 地域または業界における取引慣行をいう

召喚状

- ① writ of summons : 裁判所への出頭を命じる令状をいう
- ② monition : 民事または海事裁判手続において用いられる
- ③ citation : 法律用語としては、引用等の一般的な意味のほかに、召喚状という特別な意味で用いられる

償還請求権

- ① right of recourse : 対訳語として一般的に用いられる
 - ② recourse : 手形・小切手等の償還請求権をいう
- 【註】“right of recourse” という用語は、証券業界では「不良債権を回収する権利」という意味で用いられることに留意すべきである。

試用期間

- ① probationary employment period : 対訳語として一般的に用いられる
- ② probation period : 雇用の際、職務に対する適性を見るために仮採用とされる一定の期間をいう

正気の

- ① sane : 狂気の (insane) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② compos mentis = of sound mind : 記憶能力や事理弁識能力等の精神的能力を有し、かつ制御している状態を示す場合に用いられる

償却

- ① redemption : 抵当・債権・手形等の償却の場合に用いられる
- ② amortization : 減債基金による償却や繰延資産・無形固定資産の償却の場合に用いられる
- ③ chargeoff : 不良債権などの償却の場合に用いられる

状況

- ① situation : 人や物が置かれている環境や状態をいう
- ② circumstance : 主体に影響を及ぼす周囲の環境や条件をいう

商業

- ① commerce : 商品や役務の売買等を業として行うことをいう
- ② trade : 商品や役務の売買等を国内または国際的市場で行うことをいう

賞金

- ① prize money : 勝者や受賞者に贈られる賞金をいう
- ② reward : 功労者や功績者に贈られる賞金をいう
- ③ head money : 犯人や敵などを捕縛したり殺害したりした場合に与えられる賞金をいう

承継

- ① assumption : 権利義務の任意的承継の場合に用いられる
- ② succession : 財産・権利・法的地位・身分などの特定のまたは包括的承継の場合に用いられる

証券

- ① securities : 狭義には株式・債券等の投資証券を、広義には手形等を含めて、有価証券をいう
- ② instrument : 金銭を受領する権利を化体した文書をいう

使用权

- ① license [(英) licence] : 他人の所有する無体財産（商標等）を使用する権利をいう
- ② usufruct : ローマ法・大陸法に由来する法律用語で、他人の財物を使用して収益を得る権利をいう

条件

- ① condition : 契約法上は、将来の不確定な事象の発生・不発生に一定の権利債務の存在がかかっているものをいう
- ② if : 条件 (if の書き出しで始まる文章) を含む条項をいう (用例) there are too many ifs in his agreement 彼の契約には条件が多過ぎる

証券業者

- ① securities broker : 狭義では顧客の計算で受託売買業務を行なう証券業者を、広義では大衆顧客と接触する証券業者をいう
- ② stockbroker : 委託者の計算において、自己の名で、証券の売却・購入をして手数料を取得することを業とする者をいう
- ③ stock dealer : 証券を自己の計算で売買する証券業者をいう
- ④ stock-jobber : (英) 業者間だけの取引をする株式仲買人をいう

証拠

- ① evidence : ある事実の存否を証明することを目指す手段

もしくは方法、またはそれを裏付けるべき情報をいう (用例) there is not much evidence to decide the matter 本件を決定づける証拠は余りない

- ② proof : 疑問の余地のない決定的な証拠をいう (用例) proof of the innocence of the accused 被告人の無実を示す証拠

商号

- ① trade name : 営業者が自己の営業を表示し、他の営業と区別するために使用する正式な名称をいう
- ② business name : 営業者が自己の営業を表示するために用いる名称 (会社の場合は社名) をいう
- ③ corporate name : 会社その他の法人の名称をいう

条項

- ① clause : 法律・条約・契約等の条項をいう (用例) a contract clause 契約条項; clause by clause 条項ごとに
- ② article : 契約書や成文法の個々の条項をいう (用例) nothing in this article shall affect the party's right to ... 本条項は当事者の……する権利に何ら影響を及ぼすものではない
- ③ term : 条項の見出しとして用いられる (用例) term of warranty 瑕疵担保条項

証紙

- ① certificate stamp : 対訳語として一般的に用いられる
- ② frank : 料金収納等を証するために郵便物に貼付する証紙をいう

使用者

- ① employer : 被用者 (employee) との対語で、他人を雇用する人をいう
- ② user : 製品の使用者をいう

召集

- ① convocation : 議会の召集の場合に用いられる
- ② call : 軍隊への召集の場合に用いられる (用例) call to arms 軍隊への召集

招集

- ① convocation : 株主総会等の会議や議会の招集の場合に用いられる (用例) convocation of the annual general meeting 年次総会の招集
- ② call : 関係者を呼び集める場合に用いられる (用例) the Cabinet assembled at the call of the President 大統領の招集で閣僚が集まった
- ③ calling : 会議や議会の招集の場合に用いられる (用例) calling of Congress 議会の招集

譲受人

- ① transferee: 譲渡人 (transferor) との対語で、財産などの譲受人をいう
- ② alienee: 譲渡人 (alienor) との対語で、特に不動産の権原の譲受人をいう
- ③ assign (s): 狭義では任意譲渡の譲受人をいい、広義では相続等の法的効果により譲り受けまたは譲り受けるべき者も含む
- ④ assignee: 財産または財産に関する権利の譲受人をいい、通常は動産の譲受人をいう
- ⑤ grantee: 譲渡人 (grantor) との対語で、捺印証書による土地譲渡の譲受人をいう

証書

- ① bond: 債務証書をいう
- ② bill: 一定の債権債務関係を証するために作成された書面をいう
- ③ certificate: 権利証書をいう
- ④ charter: 一般に当事者間でなされた合意ないし約束に関する証拠文書をいう
- ⑤ instrument: 契約書、捺印証書、遺書など法的効果を伴う文書をいう

上場廃止

- ① delisting: ビジネス用語として、証券取引所が当該証券を取引対象から外すことをいう
- ② withdrawal of the listing of the shares: 逐語訳の場合に用いられる

少数意見

- ① dissent: 判決の多数意見と結果においても反対の立場に立つ場合にのみ用いられるのが正確な用法であるが、時に結果は同じでも理由付けのみに反対の同意意見を含む場合にも用いられることがある
- ② minority opinion: 合議判決において、多数意見の到達した結論とそれが用いた理由付けに反対の立場をとる裁判官の意見をいう
- ③ dissenting opinion: 裁判所の多数意見による決定に反対する裁判官の意見を書面に表したものをいう

譲渡

- ① transfer: 当事者の意思による財産・権利の譲渡・変動の場合に用いられることが多い
- ② assignment: 通常は不動産以外の財産 (動産や無体財産権) またはそれに関する権利の譲渡の場合に用いられる
- ③ grant: 通常は捺印証書による土地の譲渡の場合に用いられる
- ④ conveyance: 不動産または土地に対する権原の譲渡の場合に用いられる

- ⑤ negotiation: 手形など流通証券の譲渡の場合に用いられる
- ⑥ alienation: 特に不動産法の分野では、権原と占有の移転を伴う完全な譲渡の意味合いで用いられる
- ⑦ cession: 土地の譲与をいう

衝動

- ① impulse: 犯罪に関して計画 (calculation) との対語として用いられる (用例) whether the crime was a result of impulse or calculation その犯罪は衝動と計画のいずれの結果であったのか
- ② compulsion: 違法・合法を問わずに用いられる (用例) a compulsion to steal 盗みたいという衝動

譲渡する

- ① transfer: 当事者の意思により財産・権利を譲渡する場合に用いられることが多い
- ② assign: 通常は不動産以外の財産 (動産や無体財産権) またはそれに関する権利 (使用権等) を譲渡する場合に用いられる
- ③ grant: 通常は捺印証書による土地の譲渡の場合に用いられる
- ④ convey: 不動産または土地に対する権原を譲渡する場合に用いられる
- ⑤ alienate [alien (e)]: 特に不動産法の分野では、権原と占有の移転を伴う完全な譲渡の場合に用いられる
- ⑥ cede: 土地を譲与する場合に用いられる

衝突

- ① collision: 自動車・列車・船等が走行中に他の物体とぶつかることをいい、特に海上における航行中の船舶同士の衝突の場合に用いられる
- ② allision: 海事法上は、航行中の船舶と航行中でない船舶の衝突をいう

譲渡人

- ① transferor: 譲受人 (transferee) との対語で、財産などの譲渡人をいう
- ② assignor: 譲受人 (assignee) との対語で、財産または財産に関する権利を譲渡する者をいう
- ③ grantor: 譲受人 (grantee) との対語で、捺印証書による土地の譲渡人をいう
- ④ alienor: 譲受人 (alienee) との対語で、土地・財産の譲渡人をさす場合に用いられる
- ⑤ negotiator: 手形など流通証券の譲渡人をいう

承認

- ① consent: 他人の提案等に対して自発的に与える承認をいう
- ② approval: 当該行為についての完全な知識を持って他人の

行為を承認する場合に用いられる

- ③ assent : 国会の承認などの場合に用いられる
- ④ confirmation : 行政庁の行った行為を立法府が承認することをいう
- ⑤ acknowledgment : 真正であると認めることをいう
- ⑥ admission : 訴訟の一方の当事者またはその代理人がなす陳述で、相手側に有利な事実の存在または相手方の主張の正当性を認めることをいう
- ⑦ accession : 要求に対する同意をいう
- ⑧ ratification : 憲法修正案の承認をいう
- ⑨ recognition : 一般的には、なされた行為・発生した事実・授権された者などの存在を認める場合に、国際法上は、国家・政府・交戦団体あるいは反乱団体を正式に承認する場合に用いられる
- ⑩ sanction : 当局の承認など、正式な承認をいう
- ⑪ attornment : 借地人による新権利者の承認をいう

使用人

- ① servant : 使用者の指示を受けて、単純労働や家事労働など、主に裁量判断を必要としない労務を行なう被用者をいう
- ② employee : 使用者 (employer) との対語

承認する

- ① admit : 資格などを承認する場合に用いられる
- ② approve : 議会や行政機関が承認する場合に用いられる
- ③ acknowledge : 債務・証書等を承認する場合に用いられる
- ④ attorn : 借地人が新しい地主を地主として承認する場合に用いられる
- ⑤ sanction : 当局などが正式に承認する場合に用いられる

少年

- ① juvenile : 男女を問わず、若い人 (特に未成年) をいう
- ② youth : 年少者や青年など、若い人を総称していう
- ③ boy : 少女 (girl) との対語

消費者

- ① consumer : 営業上の目的ではなく、個人的な目的で物を購入 (あるいは賃借など) する者をいう
- ② user : 製品の利用者という意味合いで用いられる

商品

- ① goods : 総称としての商品をいう
- ② commodity : 取引または商業上の有体動産をいう
- ③ merchandise : 商人が売買の目的物として取り扱う物をいい、通常は不動産を含まない

商法

- ① commercial [mercantile] law : 商事に関する法 (成文法だけ

でなく、不文法を含む) をいう

- ② commercial code : 商法典 (成文法) をいう

消防士

- ① fire fighter : 性差別を避けるために公式に用いられる
- ② fireman : 日常語または成句で用いられる

抄本

- ① abridged copy : 謄本 (full copy) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② extract : 謄本 (transcript) との対語で、公用語として用いられる

証明

- ① proof : 証拠に基づいて主張されたある事実命題が真であるという結論に到達することをいう
- ② attestation : 通常、文書の証人として立ち会い、そのことを署名によって証明する行為をいう

消滅

- ① extinguishment : 権利、契約、財産権等の消滅をいう
- ② lapse : 失効による権利の消滅をいう (用例) lapse of right 権利の消滅
- ③ discharge : 履行・弁済による債務や保証債務の消滅をいう

消滅時効

- ① extinctive prescription : 取得時効 (acquisitive prescription) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② negative prescription : 取得時効 (positive prescription) との対語
- ③ statute of limitations : 民事手続上は一定期間の経過により原告の請求権は消滅しているという被告の抗弁をいう
- ④ laches : 衡平法 (equity) 上の請求権についての出訴期限をいう

証文

- ① deed : 主として権利関係を証する文書をいう
- ② charter : 当事者間でなされた合意ないし約束に関する証拠文書をいう

条約

- ① treaty : 主権国家間の正式の合意書で、相互の権利義務に関わる取決めをいい、2 国間のものと多国間のものがある
- ② convention : 国家間で締結される約定をいい、一般に多国間条約の場合に用いられる
- ③ pact : 国家以上のレベルの間で締結される条約をいう

条例

- ① bylaw [bye-law] : (英) 県・市・町などによって制定される自治的法規をいう
- ② ordinance : (米) 地方公共団体の議会が制定する自主法をいう (用例) a local ordinance 地方自治体の条例; the city has enacted a new ordinance 市は新しい条例を制定した
- ③ code : 法典・規定・基準等の意味でも用いられる多義語 (用例) the fire code 消防条例

除去

- ① abatement : 不法な事物を自力で取り除くことをいう (用例) abatement of vehicle emission 自動車排出ガスの除去
- ② clearance : 排除・撤去・解体等を含意する汎用語 (用例) clearance of industrial wastes 産業廃棄物の除去

職業

- ① occupation : 特に生計の手段としての仕事をいう
- ② profession : 特に専門的な知識や技量を要する職業をいう
- ③ trade : 特に熟練を要する職業をいう

職業紹介所

- ① employment office : 公的な職業紹介所をいう
- ② employment agency : 官民を問わず用いられる

職人

- ① craftsperson : 男女を問わず、対訳語として一般的に用いられる
- ② craftsman : 男性の熟練技工者をいう
- ③ artisan : 原意はギルド所属の職人をさしたが、現在では雇用関係の有無を問わずに用いられる
- ④ artificer : 主として手工業の職人をいう
- ⑤ tradesperson : 主として建設業における職人をいう
- ⑥ journeyman : 見習 (apprentice) を経て一人前になった職人をいう

職場

- ① workplace : 事務所や工場等、被用者が働く場所をいい、対訳語として一般的に用いられる
- ② workshop : 手作業や軽作業が行われる作業場をいう

食品

- ① food : 対訳語として一般的に用いられる
- ② foodstuff : 特に加工前の食品原料をいい、法律用語や貿易用語として用いられる (用例) the exportation of foodstuff 食品の輸出

職務怠慢

- ① neglect of duty : 対訳語として一般的に用いられる
- ② negligence of duty : 特に過失による職務怠慢をいう

- ③ dereliction of duty : 職務中の飲酒など不埒な職務怠慢をいう

所在地

- ① location : ある特定の事物が存在することが確定している場所をいう
- ② inhabitancy [inhabitan] : 会社の本社や協会の事務所等の所在地をいう
- ③ situs : 裁判管轄、準拠法、課税を決定する基礎としての物の所在地をいう
- ④ whereabouts : 人や物のおよその所在地をいう

所在不明

- ① missing : 人や物が本来の場所で見つからない場合に用いられる
- ② lost : 迷子や遺失物のように行方が分からない場合に用いられる

書式

- ① form : 定型文書の書き方をいう (用例) a form for a deed 捺印証書の書式
- ② format : コンピューターの画面や、書籍・雑誌の体裁に関して用いられる

所持する

- ① possess : 財物を事実上支配している場合に用いられる
- ② hold : 物を携帯している場合に用いられる

所持人

- ① possessor : 財物を事実上支配している者 (所持者) をいう
- ② holder : 手形・小切手その他の商業証券を適法に所持する者をいう (用例) holder in due course 正当所持人
- ③ bearer : 持参人払式の (または白地裏書がある) 流通証券を所持する者をいう

書証

- ① written evidence : 証言 (oral evidence) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② documentary evidence : 法律用語としては裁判で証拠として提出された書類をいい、遺言書や請求書等の文書に限らず、写真や録音テープ等も含まれる
- ③ literal proof : 文書証拠をいい、主に大陸法圏で用いられる

女性

- ① woman : 男性 (man) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② feme : 法律用語として用いられるが、一般的には廃れている

助勢

- ① encouragement : 激励や奨励という意味合いで用いられる
- ② incitement : 煽動や誘発という意味合いで用いられる

助成金

- ① subsidy : 国から民間に交付される助成金をいう
- ② grant-in-aid : 財団や公的機関から研究・教育等に対して交付される助成金をいう

所帯

- ① household : 世帯という意味合いで用いられる
- ② family : 家族という意味合いで用いられる

処置

- ① disposition : 物事の最終的な決着 (訴訟上は判決の言渡し、訴訟の却下、刑の宣告など) をいう
- ② treatment : 医療上の手当をいう

所得

- ① income : 支出 (outgo [outlay]) との対語で、労働や投下資本から定期的に得られる (特に年間の) 所得をいう
- ② earnings : 利益 (profit) や補償 (compensation) 等を含意する汎用語

処分

- ① disposal : 売却や廃棄等による物の処分をいい、対訳語として一般的に用いられる
- ② disposition : 財産の所有権または管理を他人に譲渡することをいい、法律用語として用いられる
- ③ unloading : 商品・株式などの処分をいう
- ④ deaccession : (米) 美術館・博物館等の収蔵品の処分をいう

処分権

- ① power of disposition : 対訳語として一般的に用いられる
- ② jus disponendi : 財産を処分する権限をいい、法律用語として用いられる (用例) the defendant allowed him to exercise his jus disponendi over the stock 被告は彼に在庫の処分権の行使を許諾した

庶民

- ① common people : 一般大衆をいい、対訳語として一般的に用いられる
- ② ordinary people : 一般人と言う意味合いで用いられる
- ③ commonalty : 貴族階級以外の国民をいう
- ④ commoner : 貴族や聖職者のような特別身分を持たない人をいう

署名

- ① signature : 対訳語として一般的に用いられる

- ② subscription : 契約書等の文書の末尾になされる署名をいう

署名者

- ① signer : 対訳語として一般的に用いられる
- ② subscriber : 手紙・文書・契約書等の書面に署名する者をいう
- ③ the undersigned : 契約書等の法律文書中で署名者をさす場合に用いられる

署名する

- ① sign : 対訳語として一般的に用いられる
- ② subscribe : 手紙・文書・契約書等の文書の末尾に署名する場合に用いられる

除名する

- ① expel : 追放するという意味合いで、対訳語として一般的に用いられる
- ② disfranchise : 法人・団体から除名する場合に用いられる
- ③ hammer : (英) 証券取引所で行なった売買契約を履行できない業者を会員から除名する場合に用いられる

書面

- ① document : 文書という意味合いで、対訳語として一般的に用いられる
- ② letter : 書状という意味合いで用いられる

所有

- ① possession : 対訳語として一般的に用いられる
- ② proprietorship : 所有者 (proprietor) であることをいう

所有権

- ① ownership : 動産及び不動産の所有権をいう
- ② property right : 対象の有形・無形を問わずに用いられる
- ③ dominium : 大陸法 (特に物権法の領域) で用いられる
- ④ droiturel : 財産の占有権と区別する場合に用いられる

所有者

- ① owner : 権原をもって動産や不動産を所有する者をいう
- ② proprietary : 有形・無形の財産を所有する者をいう
- ③ proprietor : 企業・ホテルなどの所有者をいう

処理

- ① disposal : 物事 (特に廃棄物やゴミ) を片付けることをいう
- ② management : 情報や会計等の処理をいう (用例) information management 情報処理
- ③ treatment : 科学的に処理することをいう

書類

- ① documents : 対訳語として一般的に用いられる
- ② dossier : 特定の問題に関連する書類一式をいう

印（しるし）

- ① mark : 目印という意味合いで用いられる
- ② token : 事実や出来事の証明や感情などを表す場合に用いられる

指令

- ① order : 指図や命令の意味合いで、対訳語として一般的に用いられる
- ② directive : 公式な指令をいい、特に EU で用いられている

事例

- ① instance : 論点（特に争点）に該当する事例を挙げる場合に用いられる
- ② case : 実際に起きた事件を引き合いに出す場合に用いられる

素人

- ① layman : 専門家（specialist）との対語で、特に法律や医学の門外漢をいう
- ② layperson : 男女を問わず用いられる

真意

- ① real intention : 本心という意味合いで用いられる
- ② true meaning : 本当の意味をいう
- ③ intendment : 法律用語としては、制定法の立法者の意図をいう

侵害

- ① infringement : 権利（特に著作権、特許権、商標権など）の侵害をいう（用例）the publication of the book constitutes an infringement of the copyright その本の出版は著作権の侵害になる
- ② injury : 他人の法的に保護された権利や利益に対する加害行為をいう
- ③ invasion : 特にプライバシーの侵害の場合に用いられる

侵害者

- ① infringer : 権利（特に著作権、特許権、商標権など）の侵害者をいう
- ② injurer : 他人の法的に保護された権利や利益に対して加害行為を行う者をいう
- ③ invader : 特にプライバシーの侵害者をいう

侵害する

- ① infringe : 権利（特に著作権、特許権、商標権など）を侵

害する場合に用いられる

- ② injure : 他人の法的に保護された権利や利益を侵害する場合に用いられる
- ③ impinge : 法律等が財産・権利等を侵害する場合に用いられる（用例）the new law impinges on the freedom of the press その新しい法律は出版の自由を侵害する
- ④ damnify : 法律用語として、他人に損害あるいは損失を与える場合に用いられる

人格

- ① personality : 心理構造という意味合いで用いられる（用例）multiple personality 多重人格
- ② character : 徳性という意味合いで用いられる（用例）noble character 気高い人格

新株引受権

- ① pre-emptive right [(英) pre-emption right] : 株主がその持株数に応じて割り当てられた新株を引き受ける権利をいう
- ② subscription right : 株主がその持株比率を維持するために持株比率に応じて新株を引き受ける権利をいう
- ③ stock right : 増資の際に株主の一部または全部に与えられる新株引受権をいう

信義

- ① faith : 信用や誠実という意味合いで用いられる
- ② loyalty : 忠誠や忠義という意味合いで用いられる

審議

- ① debate : 対訳語として一般的に用いられる
- ② deliberation : 委員会などの正式な審議をいう

審議会

- ① deliberative assembly : 沿革的には国会の審議会をさすが、対訳語として一般的に用いられる
- ② council : 協議会や評議会などを含めて、審議・助言・法律制定などを目的とする会合をいう

信教の自由

- ① freedom of religion and belief : 対訳語として一般的に用いられる
- ② religious freedom : 近年では宗教の選択及び変更の自由（freedom of religion）と信仰するか否かの自由（freedom of belief）を含意する概念と解されている

人権

- ① human rights : 自然権としての人権をいう
- ② civil rights : 市民が個人として有する権利から、次第に選挙権の行使・公教育・雇用・住居の選択など様々な面で

の平等取扱を受ける権利を含むようになっている

信仰

- ① religious belief : 神仏その他超自然的な存在を崇拝することをいい、対訳語として一般的に用いられる
- ② faith : 信仰 (belief) と宗教 (religion) の両方の意味合いで用いられる

申告

- ① return : 税金の申告をいう (用例) final tax return 確定申告
- ② declaration : 所得税や関税等の申告をいう

審査

- ① examination : 対訳語として一般的に用いられる
- ② inspection : 公的または正式な審査をいう
- ③ review : 上級の裁判所または行政機関による下級の裁判所または行政機関の決定に関する審査をいう
- ④ test : 公務員に指名・選挙された者の資格 (特に政治問題・社会問題に対する立場または過去の行動) に関する審査をいう

審査会

- ① reviewing committee : 検討・調査・吟味を目的とする審査会をいう
- ② screening committee : 選抜を目的とする審査会をいう

信条

- ① belief : 信念という意味合いで用いられる
- ② principle : 主義という意味合いで用いられる
- ③ creed : 特に宗教上の教義をいう

人身

- ① personal body : 対訳語として一般的に用いられる
- ② corpus : 人身保護令状などで用いられる

深水部

- ① deep part : 川や海洋の深水部をいう (用例) the deep part of the ocean 海洋の深水部
- ② channel : 船舶が航行する河川・海・海峡の深水部をいう

真正な

- ① genuine : 手形その他の証券になされた署名が真正である場合に用いられる
- ② authentic : 特に文書の作成者と主張されている者が真に作成したものである場合に用いられる

親切

- ① kindness : 対訳語として一般的に用いられる (用例) thank you for your kindness ご親切に有り難う

- ② courtesy : 好意という意味合いで用いられる

新設会社

- ① newly established company : 対訳語として一般的に用いられる
- ② consolidated corporation : 新設合併により設立される会社をいう

迅速な

- ① speedy : 遅い (slow) との対語で、物事の進行や行動が速いことを示す場合に用いられる (用例) speedy trial 迅速な裁判
- ② quick : 緩慢な (slow) との対語で、動作が俊敏であることを示す場合に用いられる (用例) quick response 迅速な対応
- ③ swift : 鈍い (slow) との対語で、行動が素早いことを示す場合に用いられる
- ④ rapid : 持続的な動作が速いことを示す場合に用いられる
- ⑤ fast : 持続的な移動の速度が速いことを示す場合に用いられる
- ⑥ immediate : 対応や処理が直ちになされることを示す場合に用いられる (用例) immediate notice 迅速な通知
- ⑦ prompt : 行動が即座であることを示す場合に用いられる

身体刑

- ① corporal punishment : 対訳語として一般的に用いられる
- ② physical punishment : 体罰という意味合いで用いられる

身体検査

- ① medical examination : 対訳語として一般的に用いられる
- ② medical inspection : 検疫等の精密な医学的な身体検査をいう
- ③ frisk : 武器や禁制品などの所持を調べるために衣服の上から行う身体検査をいう

信託財産

- ① trust property : 信託の対象となる財産をいい、対訳語として一般的に用いられる
- ② trust estate : 英米法上、受託者の財産権 (コモン・ロー上の権原) と、受益者の財産権 (エクィティ上の権原) のいずれの場合にも用いられる
- ③ trust corpus : 法律用語として、“trust property” の同義語として用いられる

信託証書

- ① trust deed = deed of trust : 信託契約を締結するに際して作成される証書をいい、文字通りの対訳語として用いられる
- ② trust indenture : (米) 信託証書法 (Trust Indenture Act) の

適用を受ける信託証書をいう

信託設定者

- ① trustor : 信託受託者 (trustee) との対語で、文字通りの対訳語として用いられる
- ② settlor : 法律用語として、“trustor” の同義語として用いられる

親等

- ① degree of kinship : 文字通りの対訳語として用いられる
- ② degree of kindred : 血族間での直系及び傍系の親等をいう

人頭税

- ① capitation tax : 頭割の税という意味合いで用いられる
- ② poll tax : 選挙権が直接税の納税額に応じて付与されていたことに由来し、制度としては廃れているが、“capitation tax” の同義語として用いられる
- ③ head tax : 嘗てカナダが中国出身の移民に課した税の呼称として用いられたが、現在では“capitation tax” の同義語として用いられる

侵入

- ① entry : 不法目的で家屋へ侵入する場合に用いられる
- ② breaking : 犯罪目的で建物を破壊して侵入する場合に用いられる

人物

- ① person : 出身や経歴、功績等に力点を置く場合に用いられる (用例) an influential person 影響力のある人物
- ② character : 人柄や性格に力点を置く場合に用いられる (用例) he is an eccentric character 彼は風変りな人物です
- ③ figure : 著名または重要な人物の場合に用いられる (用例) biography of historical figures 歴史上の人物の伝記物語

人物証明書

- ① personal reference letter : 出身や経歴、功績等に力点を置く場合に用いられる
- ② character reference letter : 雇主が退職者に発行する場合や、人柄や性格に力点を置く場合に用いられる

審問

- ① inquiry : 法律用語に限らず、対訳語として一般的に用いられる

- ② inquisition : 裁判所での審問や、カトリック教会の異端者審問の場合に用いられる
- ③ hearing : 聴聞や聴取という意味合いで用いられる

尋問

- ① examination : 証人尋問をいい、英米法系では主尋問 (direct examination) と反対尋問 (cross-examination) の交互尋問制がとられている
- ② interrogation : 取調べの目的でなされる尋問をいう

信用

- ① trust : ゆるぎないものとして受け入れることをいう
- ② reliance : 経験や証拠に基づいて信頼することをいう
- ③ credit : 物品の購入または使用に対する代金支払を遅らせる権利をいう

信用状

- ① letter of credit (L/C) : 和英同義の貿易用語として用いられる
- ② authority to pay : 日本を含む東南アジア諸国の銀行が発行する信用状をいう

信用調査機関

- ① credit bureau : 米国で和英同義語として用いられる
- ② credit reference agency : 英国で和英同義語として用いられる

信用取引

- ① credit transaction : 対訳語として一般的に用いられる
- ② margin trading : 委託証拠金 (margin) による株式取引をいう

信頼

- ① confidence : 経験や証拠に基づく信頼をいう
- ② reliance : 約束や表示に対する信頼をいう

信頼関係

- ① confidential relation : 親と子、医者と患者、聖職者と告解者のように、一方が他方の信頼を受け、影響力を行使しうる関係をいう
- ② fiduciary relation : 親子のような個人的な関係だけでなく、取締役と株主のような集団的な関係の場合にも用いられる

商事法和英辞典編纂資料（抜粋） — その 5 —

木宮 直仁^{*1}・平川 博^{*2}

（^{*1} 東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科
^{*2} 産業法務相談室）

要旨： 本稿では、これまで編著した「あ～さ」の続編として、「し」で始まる用語について、対訳語が複数あるものを取り上げ、類義語との異同に関する注釈を付け、用例は実例を調査し、できるだけ多く提示することを試みた。法律用語の中には、準備書面のように、一般的な意味とは全く異なる概念のものがあり、このような場合は注釈を付け、留意点を記載するように心掛けた。また、あらぬ誤訳が生じることが懸念される場合は、特殊な法律専門用語よりも、対訳語として一般的に用いられる表現を優先的に取り上げるように配慮した。

著者らは商事法和英辞典の作成途上にあり、本稿には不十分なところも多々あると考えている。お気づきの点があればご教示願いたい。

キーワード： ビジネス用語、法律用語、注釈、意味の微妙な違い

